

## 連結送水管の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

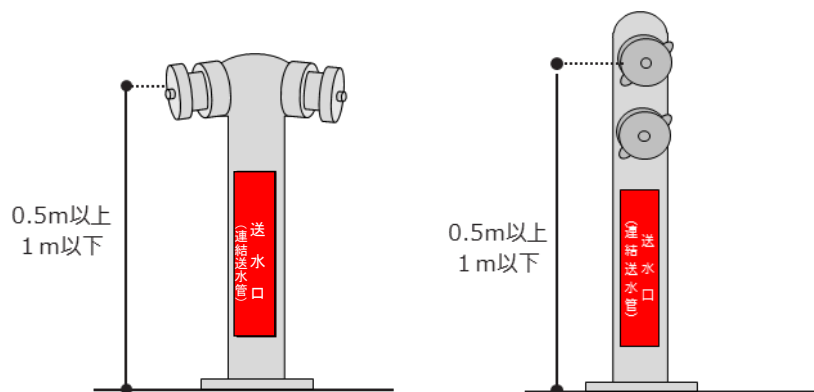
1 送水口等については次によること。

(1) 送水口の設置は次によること。

ア 防火水槽、公設消火栓その他の水利の位置を考慮した配置とすること。

イ 「地盤面からの高さが0.5m以上1 m以下」とは、地盤面から送水口のホース接続口中心までの距離とすること。

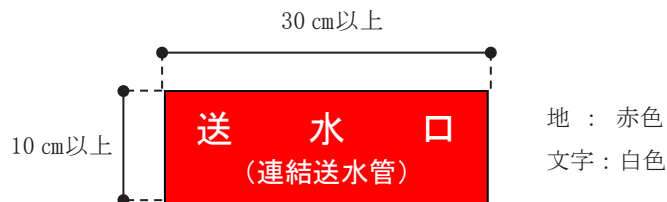
また、「地盤面」とは、送水口にホースを接続する際に立つ位置のことをいう。



ウ 連結送水管の送水口である旨の標識は次によること。

(ア) 標識の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。

(イ) 地を赤色、文字を白色とすること。



(2) 配管等は、次によること。

ア 連結送水管の主管を兼用する場合は次によること。

(ア) 防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から5.0 m以下であること。

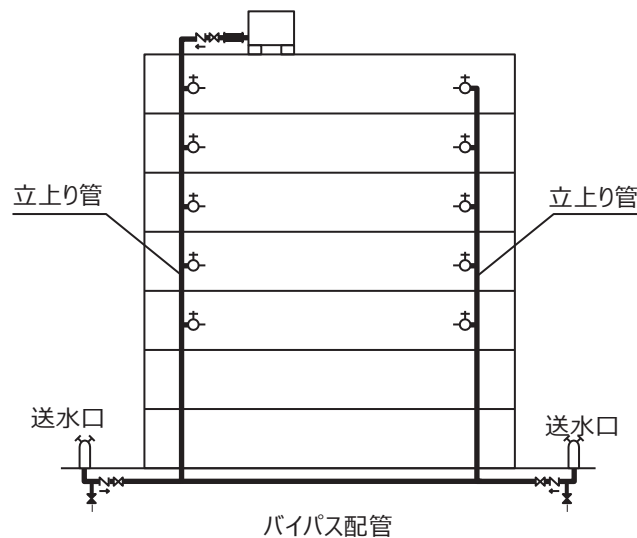
(イ) 主管の呼び径は100 mm以上とし、枝管は、管の呼び径で65 mm以上のものであること。

(ウ) 連結送水管の設計送水圧力が1 MPaを超えるものは、規則第31条第1項第5号イからニまでに規定する配管等とし、ポンプ吐出側には、呼び圧力1.6 K以上の逆止弁を設けポンプに直接圧力がかからないこと。

(エ) 屋内消火栓の消火栓弁には、屋内消火栓の放水圧力が0.7 MPaを超えないための措置として、呼び圧力1.6 K以上の減圧弁等を設けること。

イ 地階を除く階数が10以下の建築物に設けるもので、かつ、配管内容積が0.5 m<sup>3</sup>以下のものにあっては配管内を充水しないことができる。

- ウ 補助用高架水槽は、他の消火設備と兼用することができる。
- エ 配管には、止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口直近の容易に操作できる場所に設けること。
- オ バルブ類を設ける場合の当該バルブの最高使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のものとする。
- カ 同一棟に複数の立管がある場合、それぞれの立管に送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続するよう努めること。



- キ 送水口から立管までの配管は、立管の口径以上の口径のものとし、送水口ごとに専用とすること。ただし、管の呼びで下表の口径以上の配管を用いる場合は配管を共用することができる。

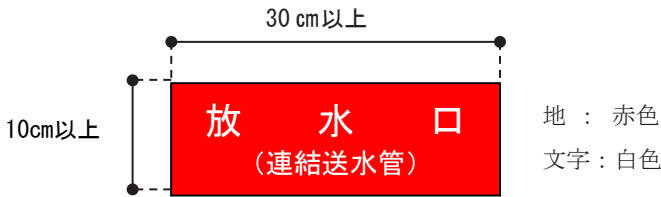
| 共用する配管の数 | 口径      |
|----------|---------|
| 2        | 125mm以上 |
| 3 以上     | 150mm以上 |

- ク 設計送水圧力の算定は、規則第31条第5号口によるほか、摩擦損失水頭は、立管ごとに800ℓ/min（双口型の放水口が設置されているものにあつては1,600ℓ/min）以上とすること。

(3) 放水口は、次によること。

- ア 結合金具は、差込式のものであること。
- イ 令第29条第2項第1号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室及び階段室、階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーから5m以内の部分が含まれる。
- ウ 屋上には放水口を設けること。ただし、屋上のない防火対象物又は放水テストが他の方法で十分にできる防火対象物については設けないことができる。

(4) 連結送水管の放水口である旨の標識は次によること。



(5) 放水用器具格納箱は、次によること。

ア 放水用器具の取り出し、収納等に十分な大きさを有すること。

イ 放水用器具格納箱は、1 1 階以上の各階に設けること。ただし、地階を除く階数が1 2 以上の建築物の1 1 階以上の各階に設置する放水用器具格納箱に格納する放水用器具は、規則第3 1 条第6 号ロの規定にかかわらず、筒先1 本及びホース2 本とすることができる。

ウ 管そうは、取手付とし、ノズル口径は2 3 mmの棒状・噴霧・停止の3 段切替式とすること。

## 第2 特例適用の運用基準

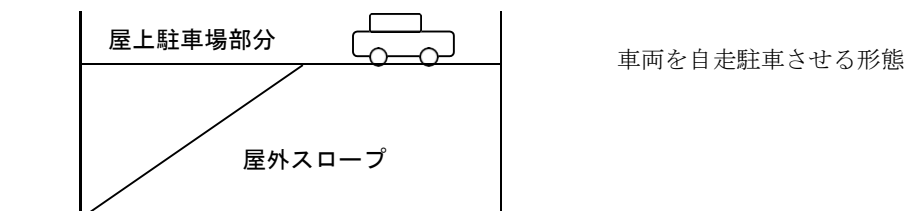
令第3 2 条又は条例第4 6 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 次のすべてに適合している場合は、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができるものとする。

- (1) 「合成樹脂性の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）第3、第1 号の表のうち、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。
- (2) 連結送水管の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。
- (3) 配管耐圧試験の圧力に耐えうる耐圧性能を有していること。
- (4) 地中埋設部分に設けること。

2 自走式の駐車場で、次のいずれかに該当し、かつ、消防活動上に困難性が認められない場合、連結送水管の設置を免除することができる。

- (1) 平屋建ての建物の屋上で、屋外スロープで水槽付きの消防車両が出入りすることができる構造のもの



- (2) 3 層4 段以下の駐車場のうち、屋上までの高さが8 m以下で、かつ、各段の駐車が一行のもの